

国不建技第 94 号
令和 6 年 9 月 19 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について

標記につきましては、「技術検定に係る実務経験証明に関する注意喚起について」(令和 2 年 11 月 27 日付け国不建第 249 号)において、技術検定の受検申請時に実務経験の証明を厳格に行って頂くよう要請したところです。(別紙参照)

具体的には、技術検定は、建設業者が工事現場に配置する監理技術者や主任技術者になることができる施工管理技士の資格を与える国家試験であり、建設業法上の技術者制度において中心的な役割を担っていることから、技術者資格の不正取得は、建設工事の適正な施工の確保に対する国民の信頼を揺るがしかねないことであること、また、技術検定において不正受検が連續して発生したことを踏まえ設置した「技術検定不正防止対策検討会」の提言において不正受検防止対策が盛り込まれ、実施可能なものから対策を実施することをお伝えしました。

その後、不正受検防止対策について、悪質な不正に対するペナルティの強化や、所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し等を、順次行ってきています。

実務経験証明書において虚偽の証明を行い、不正合格者を技術者として配置している場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得ることを踏まえ、貴職におかれましては、貴団体参加の会員企業に対し、改めて、技術検定の受検申請時に実務経験を証明する際の確認方法について点検するとともに、引き続き厳格な確認を行っていただくよう、周知願います。

以上